

令和4年10月17日（月）
午前11時
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第23号 職員の分限処分について

議決事項

議案第32号 寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

議案第33号 令和5年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について

議案第34号 寝屋川市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第35号 寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者の選定について

署名人
高須教育長
秋元委員

9月・10月教育委員会一般事務報告

(9月30日～10月17日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	1	土	中学校体育大会 (12校)	体育大会	市立全中学校
	2	日	小学校運動会 (24校)	運動会	市内全小学校
	3	月	寝屋川市文化振興会議委員委嘱状 交付式及び令和4年度第1回文化 振興会議	委嘱状の交付、審議会	議会棟5階 第Ⅲ会議室
	4	火	予算決算常任委員会 (文教生活分 科会)	決算審査 (質疑)	議会棟4階 第1委員会室
	6	木	10月市議会臨時会	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会 (文教生活分 科会)	質疑 (債務負担行為)	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会 (全体会)	質疑 (歳入)、討論、採決	市議会議場
	7	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	9	日	幼稚園運動会 (4園)	運動会	市立全幼稚園
	12	水	予算決算常任委員会 (後期全体 会)	決算審査 (総括質疑、討論、採 決)	市議会議場
	13	木	近畿都市教育長協議会	研究協議会	ホテル日航奈良
	16	日	2022エンジョイフェスタinねやが わ	イベント	打上川治水緑地
	17	月	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議 室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

10月・11月教育委員会行事計画書

(10月18日～11月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	18	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	水	10月市議会臨時会		市議会議場
	31	月	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
11	1	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			近畿市町村教育委員会研修会	研修会（Web開催）	四条畷市立市民総合センター
	4	金	市指定文化財特別公開（～7日）	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺（太間町）
	5	土	寝屋川文化芸術祭（～6日）	式典（5日）、体験講座、作品展示、舞台発表等	市民会館他
	9	水	北河内地区教育長協議会研修	研修会（Web開催）	—
	13	日	市民体育大会 剣道の部	大会	市民体育館
	17	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	18	金	寝屋川市文化財保護審議委員委嘱状交付式及び令和4年度第1回文化財保護審議会	委嘱状の交付、審議会	議会棟5階 第Ⅲ会議室
	22	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	木	教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	25	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	ホテルアウィーナ大阪
	28	月	校長役員会	12月校長会案件について	総合教育研修センター

報告第23号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年10月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和4年11月10日まで休職を命ずる

令和4年10月11日

寝屋川市教育委員会

議案第32号

寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市いじめ問題対策委員会委員に委嘱をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和4年10月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱を行うため。

寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

1 委嘱委員数

6名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市いじめ問題対策委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	弁護士	ミサキ 峯本 耕治	弁護士
第2号	精神科医	キボタ ケンジ 木下 健司	精神科医師
第3号	学識経験を有する者	ノノ 野田 マサヒ 正人	立命館大学大学院 人間科学研究科 特任教授
第4号	心理又は福祉の専門家	ササキ 佐々木 テマリ 千里	スクールソーシャルワーカー 社会福祉士
		タケウチ 竹内 カズオ 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授 学校心理士
第5号	教育委員会が必要と認める者	オノ 小野 隆	保護司

3 任期

令和4年11月25日から令和6年11月24日まで

議案第33号

令和5年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）
について

令和5年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加に
ついて決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年10月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が各学校の状況を把握し、その改善を図るとともに、各学校が
児童の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

令和5年度 大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、理科及び教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和5年4月17日（月）～4月25日（火）とする。実施日は各学校が決定する。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40 分とする。

ウ 児童アンケートは 20 分程度とするが、学校の PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等

を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。
なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果からすくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりがすくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

(4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

(5) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。

② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

議案第34号

寝屋川市文化財保護審議会委員の委嘱について

寝屋川市文化財保護条例施行規則第20条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市文化財保護審議会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年10月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を行うため。

寝屋川市文化財保護審議会委員の委嘱について

1 委嘱委員数

学識経験者 5 名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市文化財保護条例施行規則第20条)		氏名	経歴等
第1号	学識経験者	イマ 岩間 香	元摂南大学 教授
第1号	学識経験者	ヨシハラ 吉原 忠雄	元大阪大谷大学 教授
第1号	学識経験者	ヤガサキ 矢ヶ崎 善太郎	大阪電気通信大学 教授
第1号	学識経験者	テグチ 出口 晶子	甲南大学 教授
第1号	学識経験者	シロヤマ 塩山 則之	元生駒ふるさとミュージアム 館長

3 任期

令和4年11月1日から令和6年10月31日まで

議案第35号

寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者の選定について

寝屋川市立市民体育館の指定管理者候補者の選定を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和4年10月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟を寝屋川市立市民体育館の指定管理者候補者として選定するため。

寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者の選定

1 施設及び団体（指定管理者の候補者）

(1) 施設の名称 寝屋川市立市民体育館

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人

寝屋川市スポーツ振興連盟

所在地 大阪府寝屋川市豊野 13 番 2 号

会 長 池 田 隆 司

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市立市民体育館条例』第 5 条第 2 項の規定に基づき、寝屋川市におけるスポーツ振興のための事業を行うことを主たる目的とし、各種の市民スポーツ団体により組織された団体である「特定非営利法人寝屋川市スポーツ振興連盟」を指定管理者の候補者として、選定した。